

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3074号から第3077号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第3074号から第3076号まででは、横浜市長が行った一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

答申第3077号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「利害関係者との接触に関する指針第4項に基づく通知（平成29年5月17日）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3074号】

- (2) 「特定審理員に係る平成28年4月勤務分の通勤手当に関する文書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3075号】

- (3) 「特定審理員に係る令和3年9月勤務分の出勤簿及び通勤手当に関する文書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3076号】

- (4) 「照会書兼回答書（平成27年10月1日現在回答分）」外7件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3077号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3074	令和3年10月27日	令和3年12月20日	令和3年12月23日	令和4年1月20日	個人	市長
3075	令和3年11月22日	令和3年12月6日	令和4年1月5日	令和4年2月4日	個人	市長
3076	令和3年11月22日	令和3年12月6日	令和4年1月5日	令和4年2月4日	個人	市長
3077	令和4年6月3日	令和4年7月1日	令和4年7月17日	令和4年8月30日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3074	「利害関係者との接触に関する指針第4項に基づく通知（平成29年5月17日）」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当 ・個人の氏名 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別されるため。）	原処分妥当
3075	「特定審理員に係る平成28年4月勤務分の通勤手当に関する文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 旧条例第7条第2項第2号に該当 ・職員の職員番号 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。） ・通勤手当単価（往復）及び支給額 （特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。）	原処分妥当
3076	「特定審理員に係る令和3年9月勤務分の出勤簿及び通勤手当に関する文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 旧条例第7条第2項第2号に該当 ・職員の職員番号 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）	原処分妥当
3077	別表1に示す文書1から文書18まで（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 旧条例第7条第2項第2号に該当 ・別表2に示す非開示部分1から非開示部分3まで （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。） 旧条例第7条第2項第3号アに該当 ・別表2に示す非開示部分4から非開示部分14まで （法人がその事業活動の過程で自ら開拓し得た取引先に係る情報であり、開示することにより、他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。また、経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。）	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		旧条例第7条第2項第4号に該当 ・別表2に示す非開示部分14及び非開示部分15 (開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため。)	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3074	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《利害関係者との接触に関する指針（以下「指針」という。）に係る事務について》</p> <p>指針は、利害関係者との接触その他の職務執行の公正さに対する市民の信頼を損なうおそれのある行為の防止に関し、横浜市職員（以下「職員」という。）が具体的な行動の是非を判断するためのガイドラインである。</p> <p>指針第2項には職員と利害関係者が会食を共にすること等が禁止行為として、指針第3項には自らの飲食費を負担して、職務として出席する行事に併せて会食を共にすること等が禁止行為の例外として定められている。</p> <p>指針第4項によれば、例外に該当する行為を行う場合は、所属局区のコンプライアンス推進員に申請し、同推進員は当該申請に係る行為を承認するかどうかを決定して申請者に通知することとされている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、政策局の職員3名が、平成29年6月1日に特定新聞社の社員3名と飲食を伴う意見交換会（以下「本件意見交換会」という。）を行うことについて、コンプライアンス推進員である政策局総務課長が承認したことに関する通知である。</p> <p>イ 通知には本件意見交換会の内容、日時、場所、相手方、接触の理由・必要性、費用、コンプライアンス推進員の処理内容等が記載されている。実施機関は、これらのうち相手方2名の姓を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 非開示とした理由について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 特定新聞社の支局長及び市政記者の姓（以下「本件非開示部分」という。）については、特定新聞社のウェブサイト上に掲載されておらず、同じ情報が掲載された社員名簿を公表していないことを特定新聞社に確認した。開示している1名の姓については、特定新聞社のウェブサイト上に掲載されていることを確認したため、開示している。</p> <p>(イ) 実施機関としては、横浜市政記者の氏名は一切公表していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、本件審査請求文書を見分した上で、次のように判断する。</p> <p>(ア) 本件非開示部分の本号本文の該当性について</p> <p>本件非開示部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>(イ) 本件非開示部分の本号ただし書該当性について</p> <p>審査請求人は、名刺を配付していることや新聞に署名記事を掲載していることから本件非開示部分に係る者の氏名は広範囲に周知されており、本号ただし書アに該当すると主張している。</p>

答申番号	判断の要旨
3074	<p>しかし、名刺は業務上の必要に応じて特定の相手方に渡しているものであって、その内容を何人に対しても公にすることが予定されているとはいえない。また、本件非開示部分は、本件意見交換会の相手方が誰かという情報であって、署名記事上の情報ではないため、本件非開示部分に係る者が署名記事を掲載していたとしても、その者が本件意見交換会に参加しているかどうか慣行として公にされているとはいえない。</p> <p>したがって、本件非開示部分は、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p>
3075	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《審理員の報酬の支払に係る事務について》</p> <p>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定により、審査庁が審理員を指名するが、横浜市では、弁護士を任用して審理員に指名しており、平成28年度時点において審理員は非常勤特別職職員であった。審理員の報酬は、横浜市嘱託審理員就業要綱（平成21年3月19日制定）に基づき支払っていた。</p> <p>総務局総務部法制課は審理員の勤務実績等の管理を行っており、報酬の支払は同部総務課で行っていた。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定審理員の平成28年4月勤務分の報酬の支払において、総務局総務部総務課へ提出した出勤状況の管理に使用した文書及び通勤手当について記載した文書である。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定の審理員を名指ししての開示請求により特定した行政文書であって、職員番号並びに通勤手当単価（往復）及び支給額は、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当する。また、慣行として公にされる情報でも職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ア及びウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>なお、通勤手当単価（往復）及び支給額は、特定の個人を識別することができる情報であるから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」か否かを検討するまでもない。</p> <p>《対象行政文書の特定について》</p> <p>本件審査請求文書を特定して開示を行ったことに対して、審査請求人は特定が不十分である旨を主張しているが、実施機関は特定に当たっては審査請求人に電話で確認したと主張している。</p> <p>そこで、当審査会が本件請求に係る開示請求書を確認したところ、「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「内容は、請求人に架電で確認のこと。」との請求人による記載があり、これを踏まえ実施機関が電話をしたことは、自然な流れと認められる。</p> <p>同じ欄には、「令和3年11月30日、請求者に電話で聴取したところ、平成28年4月勤務分の出勤簿及び通勤手当に関する文書を開示することを確認済みです。」との実施機関の補記があった。このような補記は、「電話などにより口頭で補正内容を確認した場合には、確認した職員が補記修正をすることの了承を請求者から得た上で、職員が正本に補記修正します。」という横浜市の情報公開事務マニュアルの記載に合致するものである。</p> <p>以上を踏まえると、実施機関が、開示請求書の記載から、審査請求人に電話で確認を行った上で文書を特定し、その旨を開示請求書に補記したという説明に、不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p>

答申番号	判断の要旨
3076	<p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《審理員の報酬の支払に係る事務について》 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定により、審査庁が審理員を指名するが、横浜市では、弁護士を任用して審理員に指名しており、審理員は会計年度任用職員である。審理員の給与は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号）に基づき支払っている。</p> <p>総務局総務部法制課は審理員の勤務実績等の管理を行っており、報酬の支払は同局人事部労務課で行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、特定審理員の令和3年9月勤務分の報酬の支払において、総務局総務部総務課へ提出した出勤状況の管理に使用した「出勤簿（令和3年度）8月・9月」及び勤務実績の報告のために作成した「令和3年10月支給分実績 法制課（総務局）」である。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》 本件審査請求文書は、特定の審理員を名指ししての開示請求により特定した行政文書であって、職員番号は、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当する。また、慣行として公にされる情報でも職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ア及びウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>《対象行政文書の特定について》 本件審査請求文書を特定して開示を行ったことに対して、審査請求人は特定が不十分である旨を主張しているが、実施機関は特定に当たっては審査請求人に電話で確認したと主張している。</p> <p>そこで、当審査会が本件請求に係る開示請求書を確認したところ、「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「内容は、請求人に架電で確認のこと。」との請求人による記載があり、この記載を踏まえ実施機関が電話をしたことは、自然な流れと認められる。</p> <p>同じ欄には、「令和3年11月30日、請求者に電話で聴取したところ令和3年9月勤務分の出勤簿及び通勤手当に関する文書を開示することを確認済みです。」との実施機関の補記があった。このような補記は、「電話などにより口頭で補正内容を確認した場合には、確認した職員が補記修正をすることの了承を請求者から得た上で、職員が正本に補記修正します。」という横浜市の情報公開事務マニュアルの記載に合致するものである。</p> <p>以上を踏まえると、実施機関が、開示請求書の記載から、審査請求人に電話で確認を行った上で文書を特定し、その旨を開示請求書に補記したという説明に、不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3077	<p>《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《行政代執行費用の徴収に係る事務について》 宅地造成等規制区域内において、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に適合しない工事を行った者が、同法第14条各項又は第17条の規定による命令に従わず、これを放置することが著しく公益に反すると認められる場合、実施機関は、災害防止のために必要な措置を行政代執行により実施する。</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>その後、実施機関は当該措置に要した費用の納付を命じ、完納されない場合は差押えを行い、公売等によって換価し、行政代執行に要した費用に充当する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、実施機関による行政代執行工事に係る費用の滞納整理に関して作成された行政文書である。</p> <p>イ 文書1から文書3までは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づき、特定法人の不動産の賃借人に対し、実施機関が行った質問の照会書兼回答書である。</p> <p>文書1は賃借人1に係るものであり、その名称、所在地、電話番号、FAX番号、回答の担当者の氏名及び電話番号並びに法人代表者印の印影、当該不動産の種類、家賃の月額及び支払方法等が記載されている。</p> <p>文書2は賃借人2に係るものであり、その名称、所在地、電話番号、FAX番号及び会社印の印影、当該不動産の種類、所在、家賃の月額及び支払方法等が記載されている。</p> <p>文書3は賃借人3に係るものであり、その名称、所在地並びに回答の担当者の氏、電話番号及びその個人印の印影、当該不動産の所在、家賃の月額及び振込先口座情報等が記載されている。</p> <p>ウ 文書4-1から文書5-4までは、特定法人の家賃債権を実施機関が差し押さえた際に作成した差押調書の謄本及び債権差押通知書であり、特定法人の滞納金額、債務者の名称、代表者名及び所在地、差押債権に係る不動産の所在、名称及び家賃の月額等が記載されている。</p> <p>エ 文書6-1から文書6-8までは、上記ウの差押えに係る差押解除通知書であり、債務者の名称、代表者名及び所在地、差押債権に係る不動産の所在、名称及び家賃の月額等が記載されている。</p> <p>オ 文書7は、特定法人が所有する不動産（建物）を実施機関が差し押さえた際に作成した差押書及びその別紙物件明細である。差押書には特定法人の所在地、名称及び滞納金額、処分理由等が、別紙物件明細には差押財産の不動産番号、所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積が記載されている。</p> <p>カ 文書8から文書14までは、上記オの差押えに係る登記嘱託書、代位原因証明情報、登記原因証明情報及びそれらの別紙物件明細並びに差押解除通知書である。登記嘱託書には登記の原因、代位者、代位原因等が、代位原因証明情報及び登記原因証明情報には当事者、代位の原因となる事実又は法律行為等が、別紙物件明細には差押財産の不動産番号、所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積が記載されている。また、差押解除通知書には、特定法人の所在地及び名称、差押財産の不動産番号、所在、家屋番号、種類、構造及び床面積、差押年月日等が記載されている。</p> <p>キ 文書15から文書18までは、特定法人が所有する不動産（土地）を実施機関が差し押さえた際に作成した差押書、公売通知書及びそれらの別紙物件明細である。差押書には特定法人の所在地、名称及び滞納金額、処分理由等が、公売通知書には特定法人の所在地及び名称、公売方法、公売日時等が、別紙物件明細には差押財産の不動産番号、地番、地目、地積が記載されている。</p> <p>ク 実施機関は、本件審査請求文書のうち別表2で示す非開示部分1から非開示部分3までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分4から非開示部分13までを同項第3号アに、非開示部分14を同号ア及び同項第4号に、非開示部分15を同号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1は、賃借人1の担当者である従業員の氏名及びその個人の電話番号であるから、特定の個人を識別することができるものであって、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>イ 非開示部分2は、実施機関からの照会に係る賃借人3の回答の担当者の氏及びその個人印の印影であるから、特定の個人を識別することができるものであって、本号本文に該当</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3077</p>	<p>する。</p> <p>また、その氏が賃借人3の代表取締役と同一の氏であったため、当審査会が実施機関に確認したところ、回答の担当者と代表取締役とは同一人物とのことであった。そうだとすると、代表者は当該法人の意思表示を行うことから、その氏名は当該法人の名称とともに対外的に公にすることが予定されていると考えられるため、回答の担当者の氏は、本号ただし書アに該当する。もっとも、その個人印の印影までは対外的に公にすることが予定されているとはいえないから、当該印影は、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分3は、賃借人3の回答の担当者個人の電話番号であるから、特定の個人を識別することができるものであって、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 非開示部分4は賃借人1、賃借人2及び賃借人3の名称及び所在地、非開示部分5は賃借人1及び賃借人2の電話番号及びFAX番号、非開示部分8は賃借人2の会社印の印影、非開示部分9は賃借人2及び賃借人3に係る賃借目的物不動産の所在地、非開示部分10は賃借人1、賃借人2及び賃借人3の代表者名及びその肩書き、非開示部分11は差押債権に係る不動産の所在及び名称、非開示部分12は特定法人の滞納金額、非開示部分13は差押財産の不動産番号、所在、家屋番号、種類、構造及び床面積である。</p> <p>実施機関は、これらの情報は、特定法人がその事業活動の過程で自ら開拓して得た取引先に係る情報や経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあると主張する。</p> <p>しかし、当審査会において確認したところ、本件開示請求時点において特定法人は清算法人であり、清算法人は通常の営業活動はできないことから、これらの情報を公にしても、その事業活動が損なわれるおそれはない。また、その清算行為が損なわれるおそれもない。</p> <p>次に、賃借人1、賃借人2及び賃借人3について、これらの情報が開示されることにより、その名称、所在地、代表者名等のほか、特定法人との間に賃貸借関係があった事実が公にされるが、これによりその名誉や社会的信用が損なわれる蓋然性があるとはいえず、事業活動が損なわれるおそれがあるとも考えられない。</p> <p>したがって、非開示部分4、非開示部分5及び非開示部分8から非開示部分13までは、本号アに該当しない。</p> <p>なお、審査請求人は、不動産の表示及び金額に係る部分については、本号ただし書を適用すべき場合に該当すると主張するところ、非開示部分9及び非開示部分11から非開示部分13までは、そもそも本号アに該当しないことから、本号ただし書該当性については判断しないこととする。</p> <p>イ 非開示部分6は、賃借人1、賃借人2及び賃借人3に係る賃貸目的物不動産の家賃の金額である。当該金額は、各賃借人が事業活動を行うに当たり不可欠な取引情報であって、内部管理に属する情報である。したがって、公にすることにより、賃借人1、賃借人2及び賃借人3の事業活動が損なわれるおそれがあると認められることから、非開示部分6は、本号アに該当する。</p> <p>なお、審査請求人は、金額に係る部分については本号ただし書を適用すべき場合に該当すると主張するが、特定法人の家賃債権の額を公にすることで、人の生命、健康、生活又は財産の保護に資することが相当程度具体的に見込まれるとは考え難い。また、今後の規制行政の適正化等に係る参考情報となることが否定できないとしても、通常は公にしない経営に関する情報を開示される不利益を、各賃借人に強いることがやむを得ないと評価できる事情も見受けられない。したがって、非開示部分6は、本号ただし書に該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分7は、家賃が月額であることが分かる記載であり、公にすることで事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。</p> <p>エ 非開示部分14は、賃借人3の家賃の振込先となる特定法人の口座の情報である。これは、特定法人の財産の管理に関するものであり、その清算行為に使用するものと考えられるため、特定法人の内部管理に属する情報である。したがって、公にすることにより、特定法</p>

答申 番号	判断の要旨																																			
3077	<p>人の事業活動が損なわれるおそれがあると認められることから、本号アに該当する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第4号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分15は、借借人1の法人代表者印の印影であり、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、その財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>イ 非開示部分14について、実施機関は本号にも該当すると主張するが、旧条例第7条第2項第3号アに該当するため、本号該当性は判断しないこととする。</p> <p>《理由付記について》</p> <p>審査請求人は、本件処分に係る各一部開示決定通知書について、非開示とする理由が具体的に示されていないと主張するが、当審査会が確認したところ、「法人がその事業活動の過程で自ら開拓した取引先に係る情報であり、開示することにより・・・競争上不利を被る」等、当該理由についてひとつおりの記載があるため、本件処分が違法、不当とまではいえない。</p> <p>別表1 審査請求文書</p> <table border="1" data-bbox="236 734 1444 2092"> <thead> <tr> <th colspan="2">審査請求文書</th> <th>一部開示決定通知</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書1</td> <td>照会書兼回答書（平成27年10月1日現在回答分） （借借人1に係るもの）</td> <td>令和4年7月1日建違 対第253号-1</td> </tr> <tr> <td>文書2</td> <td>照会書兼回答書（平成27年10月13日現在回答分） （借借人2に係るもの）</td> <td>令和4年7月1日建違 対第253号-2</td> </tr> <tr> <td>文書3</td> <td>照会書兼回答書（平成27年10月14日現在回答分） （借借人3に係るもの）</td> <td>令和4年7月1日建違 対第253号-3</td> </tr> <tr> <td>文書4-1</td> <td>差押調書（謄本）（借借人1に係るもの）</td> <td rowspan="8">令和4年7月1日建違 対第253号-4</td> </tr> <tr> <td>文書4-2</td> <td>差押調書（謄本）（借借人3に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>文書4-3</td> <td>差押調書（謄本）（借借人2の特定賃借物件B号室の賃借に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>文書4-4</td> <td>差押調書（謄本）（借借人2の特定賃借物件E号室の賃借に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>文書5-1</td> <td>債権差押通知書（借借人1に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>文書5-2</td> <td>債権差押通知書（借借人3に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>文書5-3</td> <td>債権差押通知書（借借人2の特定賃借物件B号室の賃借に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>文書5-4</td> <td>債権差押通知書（借借人2の特定賃借物件E号室の賃借に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>文書6-1</td> <td>差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の借借人2の特定賃借物件B号室の家賃債権に係るもの）</td> <td rowspan="2">令和4年7月1日建違 対第253号-5</td> </tr> <tr> <td>文書6-2</td> <td>差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （借借人2宛の借借人2の特定賃借物件B号室の家賃債権に係るもの）</td> </tr> </tbody> </table>		審査請求文書		一部開示決定通知	文書1	照会書兼回答書（平成27年10月1日現在回答分） （借借人1に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-1	文書2	照会書兼回答書（平成27年10月13日現在回答分） （借借人2に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-2	文書3	照会書兼回答書（平成27年10月14日現在回答分） （借借人3に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-3	文書4-1	差押調書（謄本）（借借人1に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-4	文書4-2	差押調書（謄本）（借借人3に係るもの）	文書4-3	差押調書（謄本）（借借人2の特定賃借物件B号室の賃借に係るもの）	文書4-4	差押調書（謄本）（借借人2の特定賃借物件E号室の賃借に係るもの）	文書5-1	債権差押通知書（借借人1に係るもの）	文書5-2	債権差押通知書（借借人3に係るもの）	文書5-3	債権差押通知書（借借人2の特定賃借物件B号室の賃借に係るもの）	文書5-4	債権差押通知書（借借人2の特定賃借物件E号室の賃借に係るもの）	文書6-1	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の借借人2の特定賃借物件B号室の家賃債権に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-5	文書6-2	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （借借人2宛の借借人2の特定賃借物件B号室の家賃債権に係るもの）
	審査請求文書		一部開示決定通知																																	
	文書1	照会書兼回答書（平成27年10月1日現在回答分） （借借人1に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-1																																	
	文書2	照会書兼回答書（平成27年10月13日現在回答分） （借借人2に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-2																																	
	文書3	照会書兼回答書（平成27年10月14日現在回答分） （借借人3に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-3																																	
	文書4-1	差押調書（謄本）（借借人1に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-4																																	
	文書4-2	差押調書（謄本）（借借人3に係るもの）																																		
	文書4-3	差押調書（謄本）（借借人2の特定賃借物件B号室の賃借に係るもの）																																		
	文書4-4	差押調書（謄本）（借借人2の特定賃借物件E号室の賃借に係るもの）																																		
	文書5-1	債権差押通知書（借借人1に係るもの）																																		
	文書5-2	債権差押通知書（借借人3に係るもの）																																		
	文書5-3	債権差押通知書（借借人2の特定賃借物件B号室の賃借に係るもの）																																		
	文書5-4	債権差押通知書（借借人2の特定賃借物件E号室の賃借に係るもの）																																		
	文書6-1	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の借借人2の特定賃借物件B号室の家賃債権に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-5																																	
	文書6-2	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （借借人2宛の借借人2の特定賃借物件B号室の家賃債権に係るもの）																																		

答申 番号	判断の要旨		
3077	文書6-3	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の賃借人2の特定賃借物件E号室の 家賃債権に係るもの）	令和4年7月1日建違 対第253号-5
	文書6-4	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （賃借人2宛の賃借人2の特定賃借物件E号室の 家賃債権に係るもの）	
	文書6-5	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の賃借人1の家賃債権に係るもの）	
	文書6-6	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （賃借人1宛の賃借人1の家賃債権に係るもの）	
	文書6-7	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （特定法人宛の賃借人3の家賃債権に係るもの）	
	文書6-8	差押解除通知書（平成28年度 建違対第861号） （賃借人3宛の賃借人3の家賃債権に係るもの）	
	文書7	差押書（平成27年度 建違対第794号）	令和4年7月1日建違 対第253号-6
	文書8	登記嘱託書（平成17年8月4日住所移転）	令和4年7月1日建違 対第253号-7
	文書9	代位原因証明情報（平成27年11月18日付）	
	文書10	登記嘱託書（平成27年11月18日横浜市役所差押）	
	文書11	登記原因証明情報（平成27年11月18日付）	
	文書12	差押解除通知書（平成28年度 建違対第1097号）	
	文書13	登記嘱託書（平成29年3月29日解除）	
	文書14	登記原因証明情報（平成29年3月29日付）	令和4年7月1日建違 対第253号-8
	文書15	差押書（平成27年度 建違対第675号）	
	文書16	公売通知書（平成27年度 建違対第921号）	
	文書17	公売通知書（平成28年度 建違対第64号）	
	文書18	公売通知書（平成28年度 建違対第753号）	

別表2 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分		文書
旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	賃借人の回答の担当者の氏名及びその 個人の電話番号	文書1
	非開示部分2	賃借人の回答の担当者の氏及びその個 人印の印影	文書3
	非開示部分3	賃借人の回答の担当者個人の電話番号	
旧条例第7条 第2項第3号	非開示部分4	賃借人の名称及び所在地	文書1から文書 6-8まで

答申 番号	判断の要旨			
3077	ア	非開示部分 5	賃借人の電話番号及びFAX番号	文書 1 及び文書 2
		非開示部分 6	賃借目的物不動産の家賃の金額	文書 1 から文書 6－8 まで
		非開示部分 7	家賃が月額であることが分かる記載	文書 4－1、文書 4－4、文書 5－1、文書 5－3 及び文書 5－4
		非開示部分 8	賃借人の会社印の印影	文書 2
		非開示部分 9	賃借目的物不動産の所在地	文書 2 及び文書 3
		非開示部分10	賃借人の代表者名及びその肩書き	文書 2 から文書 6－8 まで
		非開示部分11	差押債権に係る不動産の所在及び名称	文書 4－1 から文書 6－8 まで
		非開示部分12	特定法人の滞納金額	文書 4－1 から文書 5－4 まで、文書 7 及び文書 15 から文書 18 まで
		非開示部分13	差押財産の不動産番号、所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	文書 7 から文書 14 まで
	旧条例第 7 条 第 2 項第 3 号 ア及び第 4 号	非開示部分14	家賃の振込先口座情報	文書 3
	旧条例第 7 条 第 2 項第 4 号	非開示部分15	賃借人の法人代表者印の印影	文書 1
	別表 3 非開示部分のうち開示すべき部分			
	非開示部分	文書	開示すべき部分	
	非開示部分 2	文書 3	回答者記載欄の「担当者」の全て	
	非開示部分 4	文書 1	「住所又は所在地」及び「氏名又は名称」の全て並びに「調査事項」欄のうち「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」の 2 行目及び 3 行目の全て	
文書 2		「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て、「調査事項」欄のうち「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」の 2 行目11文字目から行末まで及び 3 行目の全て並びに回答者記載欄の 3 行目15文字目から28文字目まで並びに 5 行目及び 6 行目の全て		

答申 番号	判断の要旨		
3077	非開示部分 4	文書 3	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て及び「調査事項」欄のうち「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」の全て
		文書 4 - 1	「差押財産」欄の 2 行目の全て及び 3 行目 1 文字目から 12 文字目まで
		文書 4 - 2	「差押財産」欄の 2 行目の全て及び 3 行目 1 文字目から 9 文字目まで
		文書 4 - 3	「差押財産」欄の 2 行目及び 3 行目の全て並びに 4 行目 1 文字目から 14 文字目まで
		文書 4 - 4	
		文書 5 - 1	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「差押財産」欄の 2 行目の全て及び 3 行目 1 文字目から 12 文字目まで
		文書 5 - 2	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「差押財産」欄の 2 行目の全て及び 3 行目 1 文字目から 9 文字目まで
		文書 5 - 3	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「差押財産」欄の 2 行目及び 3 行目の全て並びに 4 行目 1 文字目から 14 文字目まで
		文書 5 - 4	
		文書 6 - 1	「財産の表示」欄の 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 1 文字目から 14 文字目まで
		文書 6 - 2	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「財産の表示」欄の 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 1 文字目から 14 文字目まで
		文書 6 - 3	「財産の表示」欄の 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 1 文字目から 14 文字目まで
		文書 6 - 4	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「財産の表示」欄の 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 1 文字目から 14 文字目まで
		文書 6 - 5	「財産の表示」欄の 1 行目の全て及び 2 行目 1 文字目から 12 文字目まで
		文書 6 - 6	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「財産の表示」欄の 1 行目の全て及び 2 行目 1 文字目から 12 文字目まで
		文書 6 - 7	「財産の表示」欄の 1 行目の全て及び 2 行目 1 文字目から 9 文字目まで
		文書 6 - 8	「住所又は所在地」の全て、「氏名又は名称」の 2 行目の全て並びに「財産の表示」欄の 1 行目の全て及び 2 行目 1 文字目から 9 文字目まで
		非開示部分 5	文書 1
	文書 2		回答者記載欄の 8 行目の全て

答申 番号	判断の要旨		
3077	非開示部分 7	文書 4-1	「差押財産」欄の 4 行目の36文字目
		文書 4-4	「差押財産」欄の 5 行目の36文字目
		文書 5-1	「差押財産」欄の 4 行目の36文字目
		文書 5-3	「差押財産」欄の 5 行目の36文字目
		文書 5-4	
	非開示部分 8	文書 2	回答者記載欄の印影
	非開示部分 9	文書 2	「調査事項」欄のうち「4 貸借の目的物」の記載の全 て
		文書 3	
	非開示部分10	文書 2	「氏名又は名称」の 3 行目の全て、「調査事項」欄のうち 「2 借主（貴方）の氏名（名称）及び住所（所在地）」 の 2 行目 7 文字目から10文字目まで及び回答者記載欄の 4 行目及び 7 行目の全て
		文書 3	「氏名又は名称」の 3 行目の全て
		文書 4-1	「差押財産」欄の 3 行目13文字目から行末まで
		文書 4-2	「差押財産」欄の 3 行目10文字目から行末まで
		文書 4-3	「差押財産」欄の 4 行目15文字目から行末まで
		文書 4-4	
		文書 5-1	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「差押財産」欄の 3 行目13文字目から行末まで
		文書 5-2	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「差押財産」欄の 3 行目10文字目から行末まで
		文書 5-3	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「差押財産」欄の 4 行目15文字目から行末まで
		文書 5-4	
		文書 6-1	「財産の表示」欄の 4 行目15文字目から行末まで
		文書 6-2	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「財産の表示」欄の 4 行目15文字目から行末まで
		文書 6-3	「財産の表示」欄の 4 行目15文字目から行末まで
		文書 6-4	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「財産の表示」欄の 4 行目15文字目から行末まで
		文書 6-5	「財産の表示」欄の 2 行目13文字目から行末まで
		文書 6-6	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「財産の表示」欄の 2 行目13文字目から行末まで
		文書 6-7	「財産の表示」欄の 2 行目10文字目から行末まで
		文書 6-8	「氏名又は名称」の 3 行目の全て及び「財産の表示」欄の

答申 番号	判断の要旨		
3077			2行目10文字目から行末まで
	非開示部分11	文書4-1	「差押財産」欄の7行目及び8行目の全て
		文書4-2	
		文書4-3	「差押財産」欄の8行目及び9行目の全て
		文書4-4	
		文書5-1	「差押財産」欄の7行目及び8行目の全て
		文書5-2	
		文書5-3	「差押財産」欄の8行目及び9行目の全て
		文書5-4	
		文書6-1	「財産の表示」欄の8行目及び9行目の全て
		文書6-2	
		文書6-3	
	文書6-4		
	文書6-5	「財産の表示」欄の6行目及び7行目の全て	
	文書6-6		
	文書6-7		
	文書6-8		
	非開示部分12	文書4-1	「滞納金額」欄の全て
		文書4-2	
		文書4-3	
		文書4-4	
		文書5-1	
		文書5-2	
		文書5-3	
		文書5-4	
		文書7	
		文書15	
文書16		別紙滞納金額明細書の全て	
文書17			
文書18			
非開示部分13	文書7	別紙物件明細の「不動産（建物）の表示」の全て	

答申 番号	判断の要旨		
3077	非開示部分13	文書8	別紙物件明細の「不動産（建物）の表示」の全て
		文書9	
		文書10	
		文書11	
		文書12	「財産の表示」欄の全て
		文書13	別紙物件明細の「不動産（建物）の表示」の全て
		文書14	
<p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。</p>			

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
（イ省略）
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
（第5号から第6号まで省略）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881